

5月の各種相談窓口

消費・行政相談

相談名	場所・日時	問合せ
消費生活相談	消費生活センター（市民安全課内）平日 来庁 9時-16時30分 電話 8時30分-17時15分	丹波市消費生活センター ☎ 82-0996 消費者ホットライン ※土日 ☎ 188
行政相談	山南住セ7日、本庁舎11日、青垣住セ14日、春日住セ19日、柏原住セ20日、ライピア21日 13時30分-15時30分	総務課 ☎ 82-1002

福祉相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
もの忘れ医療相談 要予約	第2庁舎 26日 14時-16時	
認知症介護者のつどい「ほっと」	山南住セ 22日 10時-12時	高齢者あんしんセンター ☎ 88-5267
若年性認知症定期相談会	第2庁舎 8日 13時30分-15時30分	
福祉まるごと相談	第2庁舎 平日 9時-16時30分	社会福祉課 ☎ 0800-200-3393 (フリーダイヤル)
くらしとお金の相談	第2庁舎 19日 13時-16時	
ニート・ひきこもり相談 要予約	10時-16時 ※出張相談は要予約	地域つながりセンター「ここから」 ☎ 86-7101
身体障がい者の補装具に関する巡回相談(6月) 要予約	氷上住セ 6月 26日 ※予約期限 6月 12日	障がい福祉課 ☎ 88-5263
ふくしの法律相談会	第2庁舎 14日 10時-12時	権利擁護支援センターよりそい ☎ 0120-686-111

人権相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
特設人権相談	春日住セ 11日、青垣住セ 21日	柏原人権擁護委員協議会 ☎ 72-0176
常設相談	水曜 9時-16時 神戸地方方法務局柏原支局	
総合生活相談 (隣保館相談)	電話 平日 9時-17時 ※来館相談可	氷上文化センター ☎ 82-1064 七日市会館 ☎ 74-2310
	出張 要予約 山南住セ 14日 青垣住セ 28日 13時30分-16時	
女性のためのお悩み相談 (予約優先)	市民プラザ 6日 ① 13時30分 ② 14時30分 ③ 15時30分 ※ 1回 50分	男女共同参画センター ☎ 82-8684
配偶者等からの暴力(DV)相談	平日 9時-16時30分	丹波市DV相談支援センター ☎ 86-8730
性的マイノリティ電話相談 要予約	平日 9時-16時30分	人権啓発センター ☎ 82-0242

雇用・農地相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
出張職業相談 要予約	第2庁舎 14日 13時-15時50分	
各種個別相談 要予約	春日庁舎 ママバ(就労)相談 8日 高齢者就労相談 13日 Uターン就労相談 15日 若者就労相談 7日、21日 障がい者就労相談 22日	丹ワークサポートたんば ☎ 74-3660
農地相談 要予約	山南住セ・スポーツピア 14日 氷上住セ・青垣住セ 15日 柏原住セ・春日庁舎 18日 13時30分-14時	農業委員会事務局 ☎ 74-1504 ※前日までに予約

医療・健康・年金相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
小児救急医療相談	17時30分-翌8時 土日祝年末年始は8時-翌8時	子ども医療(小児救急医療)電話相談窓口 ☎ 78-9290
救急医療相談	24時間 365日受付 ※電話相談	救急安心センターひょうご ☎ # 7119
健康・栄養相談 要予約	ミルネ 7日 春日住セ 14日 柏原住セ 25日 9時30分-11時 ※「減塩相談」同時開催	健康課 ☎ 88-5082
こころのケア相談 要予約	ミルネ 15日 13時30分-16時30分	
6月の出張年金相談 (予約受付 5/1~5/28) 要予約	氷上住セ 6月 4日 11時30分-14時30分 定員 12人	西宮年金事務所 ☎ 0798-33-2944 ※自動音声 ▶1を選択 ▶2の「職員にご用の方」を選択

法律相談

相談名	場所・日時	問合せ
行政書士無料相談	柏原住セ 2日 13時30分-16時	県行政書士会摂丹支部 ☎ 090-3628-0608(勝部)
不動産無料相談	市民プラザ 12日 13時30分-16時	宅地建物取引業協会三田・丹波支部 ☎ 080-4245-8297(松浪)
無料登記法律相談	柏原住セ 21日 13時30分-16時	春日登記事務所 ☎ 74-2024 共催/県司法書士会たんば支部・ 県土地家屋調査士会但馬支部

性的マイノリティ特設メール相談を開設します ☎ 人権啓発センター ☎ 82-0242

性的マイノリティの電話相談に加え、4月からメール相談を開設しました。自分の性や性的指向に伴うさまざまな相談について専門の相談員が直接メールを受信して相談に応じます。

■対象者：誰でも相談可 ■料金：無料
メールの件名を「丹波市にじいる相談」として、メールアドレス「tamba-lgbt@qwrc.org」に送信してください。



ID 1233

「手話」ってなに？

手話は、手の形、位置、動きに加えて表情なども活用する独自の文法体系をもった「視覚言語」です。手話が言語であることは、「障害者基本法」や国連の「障害者権利条約」で、法的にも国際的にも認められています。これを受け、市では平成27年に「丹波市丹の里手話言語条例」を制定しました。

手話は言語であるという認識に基づき、必要とするすべての人が安心して暮らせる地域づくりを目指して、理解を深めるための「出前手話教室」や「手話奉仕員養成講座」などを開催しています。手話が当たり前前に使える社会を目指し、一緒に手話を学びましょう。



立てた左手人差し指に指先を向けた右手を振りながら右へ移動する。
※竿先でこいのぼりがはためく様子を表現

撮影協力：手話サークル木の根



指先を上に向けた右手をパッパッと開閉させながら水平方向へ回す。
※左手の平の上に右手で小さな花をたくさん作ることで表現

撮影協力：手話サークルもみじ

☎ 障がい福祉課（市役所第2庁舎内） ☎ 88-5262

Re Re Re リデュース リユース リサイクル

Re～リサイクルの行方～

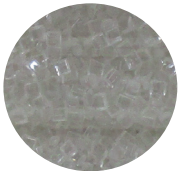
リサイクルとは、使い終わったものを原料（資源）として再利用することを指します。「再資源化」や「再生利用」と言われることもあり、「3R」のひとつとして定着しています。資源となるごみが回収されたあとの行方を見てください！

リサイクル～ペットボトル編～

私たちが分別して出したペットボトルは、回収された後、選別・圧縮されてリサイクル工場に運ばれます。工場では、洗浄・破碎をしてペレットと呼ばれる原料に姿を変え、再び新しいペットボトルへと生まれ変わります（水平リサイクル）。私たちの分別が資源を循環する大きな力になっています。

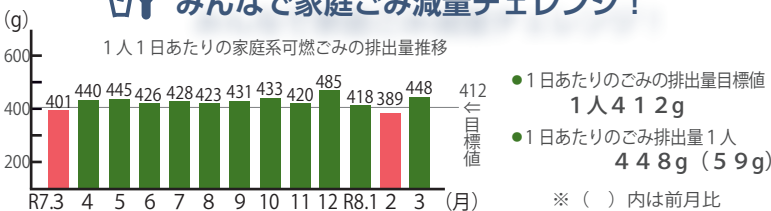


収集したペットボトルのペール（梱包品）



ペットボトルで作った原料のペレット

みんなで家庭ごみ減量チャレンジ！



☎ 環境課（クリーンセンター内） ☎ 78-9999

消費生活NEWS

クレジットカード 本人以外は使用禁止！

カード会社と契約した本人以外の方が、そのクレジットカードを使っていることはありませんか。クレジットカードは、商品の購入などの決済において、本人の信用によって後払いができるカードのことです。カード会社による本人確認や、支払い能力と信用度を判断するための審査を経て発行されます。家族であっても、たとえ本人が許可をしても、クレジットカードを本人以外の方が使うことは規約で禁止されています。違反すると強制的に解約されたり、トラブルの際の補償が受けられないことがあります。家族が使いたい場合は、本人の信用により追加で発行される家族カードの申請を検討しましょう。

ID 12358



☎ 消費生活センター（市民安全課内） ☎ 82-0996

